

藤沢市防犯灯補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月28日規則第11号（以下「規則」という。））第12条に基づき、夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止を図るため、自治会等が設置する防犯灯の電気料、補修費及び設置費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯灯 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止を図るために自治会等が設置するもので、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との間で公衆街路灯契約を締結し、かつ道路等に沿って建てられた次号に規定する電柱又は第3号に規定する専用柱に取付けた電灯

イ ア以外のものであって、市長が防犯上特に必要と認める電灯

(2) 電柱 空中に張った電線等を支持するため、電力会社又は通信会社が所有する柱をいう。

(3) 専用柱 専ら防犯灯の灯具を設置するための鋼管ポールをいう。

(4) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に定める道路及び一般交通の用に供せられているその他の道路であって市長が認めたもの。

(5) 自治会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、その他防犯灯を維持管理することを目的として形成された団体をいう。

(6) 藤沢市防犯連合協議会 市長を会長とした、藤沢市内における自主防犯活動の推進及び発展に寄与することを目的として形成された団体をいう。

(7) 藤沢市防犯灯協力会 藤沢市防犯連合協議会（以下「市防連」という。）及び自治会等からの申込みを受け、防犯灯の設置及び補修を業として行う者を会員とし、夜間における市民の安全な通行と犯罪の抑止に協力することを目的として形成された団体をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、防犯灯に係る電気料、補修費及び設置費とする。ただし、防犯灯のうち、第2条第1項第1号イに規定するものに係る設置費については、補助の対象としない。

2 補助の対象となる、防犯灯の補助基準については、別表1に定めるところによる。

3 市長は、前項の基準を満たさない防犯灯に係る経費について補助を取り消すことができる。

4 補助は、防犯灯を維持管理する自治会等に対して行う。

- 5 自治会等は、電気料に係る補助金（以下「電気料補助金」という。）の交付申請、請求、受領及び事業報告を市防連及び自治会等に属する共同住宅の管理団体等（以下「共同住宅の管理団体等」という。）に委任することができる。この場合において、自治会等の代表者が委任した旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 6 自治会等は、補修費に係る補助金（以下「補修費補助金」という。）又は設置費に係る補助金（以下「設置費補助金」という。）の交付申請、請求、受領及び事業報告を市防連に委任することができる。この場合において、自治会等の代表者が委任した旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の額）

第4条 市長は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額を補助するものとする。

- （1） 電気料補助金 電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第1項又は第2項ただし書の規定により、一般送配電事業者が定めた託送供給等約款及び経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（以下「供給約款等」という。）に基づき算定される公衆街路灯に係る料金の額。
- （2） 補修費補助金 別表2に定めるところによる。ただし、別表2に特段定めのない補修については52,900円に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した金額を限度とする。
- （3） 設置費補助金 別表3に定めるところによる。

（電気料補助金の申請手続）

第5条 電気料補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者又は当該自治会等の代表者から委任を受けた共同住宅の管理団体等の代表者は、防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 防犯灯調書（第10号様式）
 - （2） 直近月分の電気料金領収書又は領収した事実がわかるものの写し
 - （3） 振込口座の通帳の写し
 - （4） 防犯灯位置図
 - （5） 委任状（申請者と異なる団体等へ振り込む場合）
- 2 設置費補助金の交付を受けずに設置された防犯灯の電気料補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、事前に市防連と協議の上、防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第5項の規定に基づき、電気料補助金の交付申請、請求、受領及び事業報告を市防連に委任している自治会等の代表者は、防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に代えて、防犯灯設置状況変更届出書（第9号様式）を、第2号及び第3号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- （1） 防犯灯調書（第10号様式）
 - （2） 防犯灯製品仕様書

(3) 防犯灯位置図

- 3 電気料補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を防犯灯電気料補助金交付申請書（第1号様式）に添えて市長に申請しなければならない。

(1) 年度当初に一括して電気料を支払う場合

- ア 一括前払契約における前払金請求書
- イ 前払金から電気料金への充当結果についてのお知らせ

(2) 各月ごとに電気料を支払う場合

- ア 前年度防犯灯電気料実績報告書

(補修費補助金の申請手続)

- 第6条 補修費補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者は、防犯灯補修費補助金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

(1) 補修費の領収書の写し

(2) 振込口座の通帳の写し

- 2 市防連に補修費補助金にかかる申請手続きを委任した自治会等は、藤沢市防犯灯協力会に補修の依頼をすることができる。この場合、自治会等の代表者は工事が完了したことを確認しなければならない。

- 3 補修費補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、防犯灯補修費補助金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 防犯灯補修費請求書

(2) 補修費補助金自治会別一覧表

- 4 補修工事完了日（点灯確認日等）の属する年度を超えて補助金の申請をすることはできない。

(設置費補助金の申請手続)

- 第7条 市防連に設置費補助金にかかる手続きを委任した自治会等の代表者は、市防連が、定める規定に基づき申請書類を作成し、市防連に提出しなければならない。

- 2 設置費補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、次に掲げる書類を防犯灯設置費補助金交付申請書（第4号様式）に添えて市長に申請しなければならない。

(1) 事業収支予算書（第5号様式）

(2) 事業計画説明書

(3) 自治会別設置内訳書

(4) 防犯灯設置申請書の写し

(補助金交付決定等)

- 第8条 市長は、第5条から第7条までの規定により補助金交付の申請があったときは、

審査のうえ、交付の可否を決定し、防犯灯補助金交付・不交付決定通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 設置費補助金の交付を受けようとする自治会等から委任を受けた市防連の代表者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（1） N T T柱に共架する場合

ア N T T添架申請書兼契約書の写し

（2） 民有地に防犯灯を設置する場合

ア 土地所有者の同意又は許可を得たことが分かる書類の写し

（3） 公有地に防犯灯を設置する場合（市道の電柱に共架する場合を除く）

ア 土地所有者等の許可を得たことが分かる書類の写し

3 前項の書類を提出できない場合は、交付決定を取り消すことがある。

（届出義務）

第9条 設置費補助金の交付決定通知を受けた市防連の代表者は、防犯灯設置事業に着手するときにあつては、事業着手届（第7号様式）を、完了したときにあつては、事業完了届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業の計画変更）

第10条 第8条の規定により、補助金交付決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更承認申請書（第11号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつたときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書（第12号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第11条 電気料補助金は、規則第7条の規定に基づき、交付決定した年度の年度末に一括して交付するものとする。ただし、自治会等が市防連に補助金の交付申請等を委任した場合は、次に掲げるとおりとする。

（1） 市防連が供給約款等の規定に基づき小売電気事業者に対し年度当初に一括して電気料を支払うときにあつては、年度当初に一括して交付する。

（2） 市防連が供給約款等の規定に基づき小売電気事業者に対し各月ごとに電気料を支払うときにあつては、当該月ごとに交付する。

2 前項ただし書き第2号の場合においては、年度当初に一括して交付の決定を行い、年度末に事業計画の変更をするものとする。

3 補修費補助金は、市長が補助金交付を決定後、速やかに交付するものとする。

4 設置費補助金は、市長が事業完了届（第8号様式）及び請求書を受領後、速やかに交付するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第12条 設置費補助金の交付を受けたものは事業実績報告書（第13号様式）に、電気

料補助金又は補修費補助金の交付を受けたものは事業完了届兼事業実績報告書(第14号様式)に、それぞれ収支決算書(第15号様式)を添えて、速やかに市長へ提出しなければならない。

(防犯灯の管理)

第13条 自治会等は、防犯灯調書(第10号様式)と自治会等が管理する全ての防犯灯の配置図面を整備し、管理を徹底するとともに、防犯灯の設置状況に変更があったときは、防犯灯設置状況変更届出書(第9号様式)を市長に届け出なければならない。

(単価表の改定)

第14条 市長は、経済情勢や原材料費の相場等を鑑み、毎年3月末日までに藤沢市防犯灯協力会と次年度の補修費単価にかかる協議を行うこととする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成25年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成26年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成27年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯電気料及び補修費補助に関する要綱は、平成28年4月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯補助金交付要綱は、平成２９年４月１日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市防犯灯補助金交付要綱は、平成３０年４月１日以降の補修に係る補修費の補助について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年２月１５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年11月14日から施行する。
- 2 改正後の別表2の規定は、令和8年1月1日以降の補修に係る補修費の補助について適用し、同日前の補修に係る補修費の補助については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 条関係)

防犯灯の補助基準	1 使用灯具の基準 (1) 灯具は自動点滅器付き 10W 以下の LED 灯とする。 (2) JR 東海道線以南に設置する防犯灯は、塩害に高い耐久性を持つアルミダイカスト製（耐塩型）の灯具とする。 (3) 市長が特に必要と認める防犯灯については、前 2 号の規定は適用しない。 2 設置基準 (1) 設置場所は、道路等に沿って建てられた電柱とする。ただし、近隣に共架できる電柱が無いなど、やむを得ない場合に限り専用柱を使用して設置することができる。 (2) 車道と歩道が分離している場合は、歩道を照明するために設置すること。 (3) 設置間隔は隣接する防犯灯及び道路等の照明に寄与する光源から 25m 以上であること。ただし、次の理由により、やむを得ない場合は、この限りではない。 ア 隣接する防犯灯との間に著しい高低差又は曲線がある。 イ 隣接する防犯灯と照明器具の向きが異なる。 ウ 電柱の間隔が不均一で、他に共架する場所が無い。 (4) 専用柱は鋼管ポールの強度を考慮し、電柱から 25m 以内とする。 (5) 専用柱を設置する場合は、高さ 6.3m の専用柱を使用する。ただし、車両の通行がない歩道等に設置する場合は、高さ 5.5m の専用柱を使用する。 (6) コア抜き工事を要する場所に専用柱を設置する場合は、その工事費用を自治会等が負担することを承諾した場合にのみ設置を許可する。 (7) 灯具の設置高は、通常 4.5m とする。ただし、車両の通行がない歩道等に設置する場合はそれ以下とすることができる。 (8) 架空線の高さは、通常 5m とする。ただし、車両の通行がない歩道等は 4m とすることができる。 (9) 道路等以外の照明を目的とした設置は行わない。 (10) 行き止まりの道路については設置しない。ただし、概ね 5 戸以上の利用に供されている道路等の場合は、この限りではない。 (11) 電柱から引き込みできない場所には設置しない。電線を延伸する中間柱を設置する場合、その経費は自治会等の全額自己負担とする。 (12) 設置場所については、事前に隣接する住民と協議を行い、合意の上申請しなければならない。 (13) 農地に隣接して設置する場合は、事前に農地所有者と協議を行い、合意の上申請しなければならない。
----------	--

	3 その他
--	--------------

	この要綱に基づく設置費に係る補助金の交付を受けずに設置した防犯灯の撤去費については、事前に市防連と協議の上、市長が必要と認めるものに限る。
--	--

別表 2 (第 4 条関係)

防犯灯補修単価表			
年度防犯灯補修単価表			
No.	補修内容	単価(税抜)	説 明
1	照明器具取替え【通常】 (電柱)	26,280円	10W以下のLED器具取替え【通常】
2	照明器具取替え【通常】 (5.5m専用柱)	27,090円	10W以下のLED器具取替え【通常】
3	照明器具取替え【通常】 (6.3m専用柱)	27,360円	10W以下のLED器具取替え【通常】
4	照明器具取替え【耐塩】 (電柱)	28,680円	10W以下のLED器具取替え【耐塩】
5	照明器具取替え【耐塩】 (5.5m専用柱)	29,490円	10W以下のLED器具取替え【耐塩】
6	照明器具取替え【耐塩】 (6.3m専用柱)	29,760円	10W以下のLED器具取替え【耐塩】
7	照明器具取替え【通常】 (小型水銀灯等→LED) (電柱)	36,030円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【通常】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
8	照明器具取替え【通常】(小型水銀灯 等→LED) (5.5m専用柱)	36,840円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【通常】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
9	照明器具取替え【通常】(小型水銀灯 等→LED) (6.3m専用柱)	37,110円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【通常】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
10	照明器具取替え【耐塩】(小型水銀灯 等→LED) (電柱)	38,430円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【耐塩】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
11	照明器具取替え【耐塩】(小型水銀灯 等→LED) (5.5m専用柱)	39,240円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【耐塩】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
12	照明器具取替え【耐塩】(小型水銀灯 等→LED) (6.3m専用柱)	39,510円	小型水銀灯等を10W以下のLED器具【耐塩】へ 取替え(東電申請料・諸工費含む)
13	5.5m専用柱取替え	92,670円	専用柱代金及び雑材、修繕費 (既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
14	照明器具【通常】及び5.5m専用柱の 取替え	103,770円	照明器具【通常】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
15	照明器具【耐塩】及び5.5m専用柱の 取替え	106,170円	照明器具【耐塩】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
16	6.3m専用柱取替え	104,290円	専用柱代金及び雑材、修繕費 (既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
17	照明器具【通常】及び6.3m専用柱の 取替え	115,390円	照明器具【通常】代金及び専用柱代金及び雑材、 修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)

No.	補修内容	単価(税抜)	説 明
18	照明器具【耐塩】及び6.3m専用柱の取替え	117,790円	照明器具【耐塩】代金及び専用柱代金及び雑材、修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
19	照明器具の位置替え (電柱→電柱の位置替え)	28,970円	照明器具の電柱等への位置替え・修繕費 (東電申請料・諸工費含む)
20	照明器具の位置替え (電柱→5.5m専用柱の位置替え)	102,410円	電柱取付け照明器具の専用柱への位置替え・修繕費(東電申請料・諸工費含む)
21	照明器具の位置替え (電柱→6.3m専用柱の位置替え)	114,030円	電柱取付け照明器具の専用柱への位置替え・修繕費(東電申請料・諸工費含む)
22	照明器具の位置替え (5.5m専用柱→電柱の位置替え)	41,110円	専用柱取付け照明器具の電柱への位置替え・修繕費(既存柱撤去・東電申請料・諸工費含む)
23	照明器具の位置替え (6.3m専用柱→電柱の位置替え)	49,210円	専用柱取付け照明器具の電柱への位置替え・修繕費(既存柱撤去・東電申請料・諸工費含む)
24	5.5m専用柱の位置替え (既存の柱を再利用する場合)	68,220円	既設柱・既設照明器具再利用の場合の位置替え・修繕費(既設基礎撤去、処分費含む)
25	6.3m専用柱の位置替え (既存の柱を再利用する場合)	76,590円	既設柱・既設照明器具再利用の場合の位置替え・修繕費(既設基礎撤去、処分費含む)
26	5.5m専用柱の位置替え (既存の柱の取替えを伴う場合)	110,500円	既設照明器具再利用の場合の位置替え・専用柱代金及び雑材、修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
27	6.3m専用柱の位置替え (既存の柱の取替えを伴う場合)	122,130円	既設照明器具再利用の場合の位置替え・専用柱代金及び雑材、修繕費(既設基礎撤去、専用柱撤去処理費含む)
28	照明器具撤去(電柱取付けの場合)	22,110円	電柱取付け照明器具の撤去(東電への依頼を含む)
29	照明器具・5.5m専用柱撤去	32,230円	照明器具及び専用柱の撤去 (既設基礎撤去、処分費、東電への依頼を含む)
30	照明器具・6.3m専用柱撤去	40,320円	照明器具及び専用柱の撤去 (既設基礎撤去、処分費、東電への依頼を含む)
31	点灯状況点検	4,280円	外線不良等、上記以外の不点灯の点検費
32	引込柱以降の内線不良補修(張替)	20,550円	引込柱、専用柱間の内線不良修繕費 (1経間あたり)
33	引込柱以降の内線撤去	14,390円	引込柱、専用柱間の内線撤去(引込柱以降の専用柱及び照明器具撤去の場合。1経間あたり)
34	東京電力への連絡案件に関する経費	3,210円	撤去、外線不良等の連絡依頼 (依頼の確認及び現場調査含む)
35	東京電力への申請案件に関する経費	6,420円	外線の変更を伴う位置替え等の申請 (図面作成・申請費含む)

No .	補修内容	単価(税抜)	説 明
36	LED 照明器具カバー取替え	13,230円	LED照明器具のカバー部分の取替え
37	LED 照明器具遮光板取付け	22,410円	LED照明器具に遮光板を取付ける修繕費
38	照明器具の方向変え	10,350円	電柱及び専用柱取付け照明器具の方向替え
39	木柱・コンクリート製専用柱の撤去	～100,000円	木柱及びコンクリート製専用柱の撤去
40	その他の補修	実 費	上記に記載以外の補修については、1 灯 1 回あたり52,900円を上限に補助する。これを超える経費については自治会・町内会等の自己負担とする。

※ J R 東海道線以南については、塩害の影響を考慮しアルミダイカスト製灯具（耐塩型）を使用。

※上記単価表にはコンクリート等の掘削、復旧に係る費用は含まず、当該費用が生じる場合は自治会・町内会等の自己負担とする。

別表 3（第 4 条関係）

防犯灯新設単価表			
No.	設置形態	使用器具	単価(税抜)
1	東電柱、N T T 柱への共架	10W以下LED防犯灯【通常】	32,710円
2	〃	10W以下LED防犯灯【耐塩】	35,110円
3	5.5m専用柱の新設	10W以下LED防犯灯【通常】	110,190円
4	〃	10W以下LED防犯灯【耐塩】	112,590円
5	6.3m専用柱の新設	10W以下LED防犯灯【通常】	121,820円
6	〃	10W以下LED防犯灯【耐塩】	124,220円
7	引込柱以降の内線敷設		20,390円

※ J R 東海道線以南については、塩害の影響を考慮しアルミダイカスト製灯具（耐塩型）を使用。

※ 上記単価表には次の費用は含まず、次の費用が生じる場合は自治会・町内会等の自己負担とする。

- ・コンクリート等の掘削、復旧に係る費用
- ・その他特殊作業を行う場合の費用

第 1 号様式（第 5 条関係）

防犯灯電気料補助金交付申請書

年 月 日									
藤 沢 市 長									
団 体 名									
代表者氏名									
申請者									
住 所									
電 話 番 号									
次のとおり申請します。									
1 事 業 名	事業				2 施行場所				
3 申 請 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日								
4 事 業 概 要	防犯灯の電気料の支払い								
5 金 額	円								
6 振込先口座	金融機関名					支店名			
	金融機関コード					店番号			
	口座番号						口座種別	・普通 ・当座 ・その他	
	口座名義	(カナ)							
		(名称)							
7 添 付 書 類									

防犯灯種別	ワット数	灯数	月分	単価	金額
①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯			4		
			5		
			6		
			7		
			8		
			9		
			10		
			11		
			12		
			1		
			2		
			3		
①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯			4		
			5		
			6		
			7		
			8		
			9		
			10		
			11		
			12		
			1		
			2		
			3		
①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯			4		
			5		
			6		
			7		
			8		
			9		
			10		
			11		
			12		
			1		
			2		
			3		

第2号様式（第6条関係）

防犯灯補修費補助金交付申請書（自治会等）

藤 沢 市 長					年 月 日	
団 体 名						
代表者氏名						
申請者						
住 所						
電 話 番 号						
次のとおり申請します。						
事 業 名						
補 修 費 の 内 訳	防犯灯 番号	所 在 地	補 修 内 容	補修金額	補助金額	
合 計						
振 込 口 座	金融機関名 支 店 名 口座種別 普通・当座・その他（ ） 口座番号 フリガナ 名 義 人			交 付 灯 数		
				交 付 額		
				添 付 書 類	□領収書の写し □振込先口座の 通帳の写し	

※ 太枠内を記入してください。
※ 振込先口座の口座番号、名義がわかるよう通帳の写しを必ず添付してください。

防犯灯補修費補助金交付申請書（協力会）

年 月 日 藤 沢 市 長 団 体 名 申請者 所 在 地 代表者氏名 次のとおり申請します。	
1 事 業 名	
2 補修事業者名	
3 金 額	
4 補 修 灯 数	
5 添 付 書 類	☐ 防犯灯補修費請求書 ☐ 補修費補助金自治会別一覧表

防犯灯設置費補助金交付申請書

年 月 日 藤 沢 市 長 団 体 名 申請者 所 在 地 代表者氏名 次のとおり申請します。	
1 事 業 名	
2 設置事業者名	
3 金 額	
4 設 置 場 所	
5 設 置 灯 数	
6 添 付 書 類	☐ 事業収支予算書（第 5 号様式） ☐ 事業計画説明書 ☐ 自治会別設置内訳書 ☐ 防犯灯設置申請書の写し

事業収支予算書

(収入の部)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

(支出の部)

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

年 月 日

様

藤沢市長

防犯灯補助金交付・不交付決定通知書

貴団体から申請のあった防犯灯の補助金について、次のとおり決定しましたので、お知らせします。

1 申請事業名	事 業							
2 補助金種別	電気料 ・ 補修費 ・ 設置費							
3 審査結果	交付する ・ 交付しない							
4 決定灯数								
5 決定金額	千	百	十	万	千	百	十	円
6 補助金の全部または一部を交付しない理由								
7 条 件								
8 指 示 事 項								

事 業 着 手 届

年 月 日					
藤 沢 市 長					
団 体 名					
届出人 代表者氏名					
住 所					
次のとおり届け出ます。					
1 事 業 名		事 業			
2 施 行 場 所		藤沢市			
3 着 手 年 月 日		年 月 日			
4 添 付 書 類					
上記のとおり届け出がありました。				供 覧	・ ・
課 長	課長補佐	主 査	担 当	閲 了	・ ・
				調 査	・ ・

事業完了届

年 月 日					
藤 沢 市 長					
団 体 名					
届出人 代表者氏名					
住 所					
次のとおり届け出ます。					
1 事 業 名		事 業			
2 施 行 場 所		藤沢市			
3 着 手 年 月 日		年 月 日			
4 完 成 年 月 日		年 月 日			
上記の届け出により次のとおり確認しました。					検 査 ・ ・
課 長	課長補佐	主 査	担 当	調 査	起 案 ・ ・
					決 裁 ・ ・
調査記事					

第 9 号様式（第 5 条、第 1 3 条関係）
防犯灯設置状況変更届出書

年 月 日										
藤 沢 市 長										
団 体 名										
届出人 代表者氏名										
住 所										
電 話 番 号										
当自治（町内）会が維持管理する防犯灯について、次のとおり変更しましたので届け出ます。										
防犯灯 番号	変 更 前				変 更 事 由 ①撤去 ②移設 ③灯具 取替 ④新規 ⑤移管	変 更 後				
	灯種	消費 電力 (W)	柱種	電 柱 番 号		灯種	消費 電力 (W)	柱種	電 柱 番 号	変 更 年 月
	①白熱灯 ②蛍光灯 ③水銀灯 ④LED灯		①東電柱 ②NTT柱 ③専用柱			①LED灯		①東電柱 ②NTT柱 ③専用柱		
添付書類 ☐ 防犯灯の位置図 ☐ 灯具仕様書										
注意事項 ・ 灯具や消費電力(W)の変更、及び、変更にあたっての設置の基準は、要綱別表 1 を準用します。 ・ 灯具は、原則 L E D 灯以外には取り替えることはできません。										
上記のとおり届出がありました。										
課長	課長補佐	主査	担当	収 受						
				供 覧						
				閱 了						

(届出年月日)

[illegible]

防犯灯調書継続用紙

(No.)

[illegible]

事業計画変更承認申請書

年 月 日 藤 沢 市 長 団 体 名 申請者 代表者氏名 住 所 電 話 番 号 次のとおり申請します。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 変 更 する 内 容	
4 変 更 前 の 事 業 費	
5 変 更 後 の 事 業 費	
6 変 更 年 月 日	年 月 日
7 添 付 書 類	
(事務処理欄)	

事業計画変更承認通知書

年 月 日								
様								
藤沢市長								
貴団体からの防犯灯補助金事業計画変更承認申請について、次のとおり承認 します。								
1 事 業 名	事 業							
2 変更後の補助金額	千	百	十	万	千	百	十	円
3 条 件								
4 指 示 事 項								

第 1 3 号様式（第 1 2 条関係）

事業実績報告書

藤 沢 市 長		年 月 日
団 体 名 代表者氏名 住 所 電 話 番 号		
次のとおり報告します。		
1 事 業 名	事 業	
2 施 行 場 所		
3 事 業 費	円	
4 補 助 金 額	円	
5 着 手 年 月 日	年 月 日	
6 完 了 年 月 日	年 月 日	
7 経 過 と 内 容		
8 添 付 書 類	☐ 収支決算書	
(事務処理欄)		

事業完了届兼事業実績報告書

年 月 日	
藤 沢 市 長	
団 体 名	
代表者氏名	
住 所	
電 話 番 号	
次のとおり報告します。	
1 事 業 名	事 業
2 施 行 場 所	
3 事 業 費	円
4 補 助 金 額	円
5 着手年月日	年 月 日
6 完了年月日	年 月 日
7 経過と内容	
8 添 付 書 類	☐ 収支決算書（第 1 5 号様式）
(事務処理欄)	

第 1 5 号様式（第 1 2 条関係）

収支決算書

(収入の部)

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				

(支出の部)

区 分	予算額	決算額	増減(△)	摘 要
合 計				